

令和 5 年度食品中に残留する動物用医薬品等の検査結果

動物用医薬品とは、牛、豚、鶏等の畜産動物や養殖魚に対して、病気の予防や治療等のために飼育段階で使用される抗菌性物質、ホルモン剤、駆虫剤等の総称である。

食品は、抗生物質又は抗菌性物質を含有してはならないことが成分規格として定められている。ただし、平成 18 年 5 月 29 日からポジティブリスト制度が導入され、残留基準が定められている場合は、その基準に基づき規制されるが、残留基準が定められていない場合は、ヒトの健康を損なうおそれのない量、いわゆる一律基準（0.01 ppm）により規制されることとなった。

東京都では残留動物用医薬品等について、都内に流通する畜産物及び魚介類を対象として検査を実施している。また、と畜場においては、と畜段階で検査を実施している。令和 5 年度の検査結果は以下のとおりであった。

1 実施期間

令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月まで

2 実施機関

健康安全研究センター、市場衛生検査所及び芝浦食肉衛生検査所

3 検査機関

健康安全研究センター、市場衛生検査所及び芝浦食肉衛生検査所

4 検査項目（表 1）

抗菌性物質 59 種、内寄生虫駆除剤 24 種、その他 14 種 計 97 項目

5 検査対象品目（表 2、表 3、表 5）

- (1) 畜産物：食肉、食鳥卵、乳類等 計 1,116 検体
- (2) 魚介類：海水魚、淡水魚等 計 25 検体
- (3) と畜段階での検査：牛、豚 計 52 頭、153 検体

6 検査結果（表 2 から表 5）

畜産物及び魚介類の検査結果を表 2 から表 4 に示した。豚腎臓 1 検体から基準値を超えるドキシサイクリン、豚筋肉 1 検体から基準値を超えるスルファメトキサゾール、鶏肉 1 検体から基準値を超えるラサロシドを検出した。

と畜段階での検査結果を表 5 に示した。なお、残留抗菌性物質を検出した検体はなかった。

表 1 動物用医薬品等の検査項目

分類		動物用医薬品
抗菌性物質 (59 種)	抗生物質 (29 種)	β-ラクタム系、アミノグリコシド系、テトラサイクリン系、ペニシリン系、マクロライド系、アンピシリン、エリスロマイシン、オキシテトラサイクリン、クロキサシリン、クロラムフェニコール、クロルテトラサイクリン、ゲンタマイシン、サリノマイシン、ジクロキサシリン、ジヒドロストレプトマイシン、ストレプトマイシン、スピラマイシン、タイロシン、チルミコシン、テトラサイクリン、ドキシサイクリン、ナフシリン、ナラシン、ネオスピラマイシン、ベンジルペニシリン、マデュラマイシン、モネンシン、ラサロシド、リンコマイシン
	合成抗菌剤 (30 種)	キノロン系、ニューキノロン系、エトパペート、エンロフロキサシン、オキシリニック酸、オフロキサシン、オルビフロキサシン、オルメトプリム、サラフロキサシン、シプロフロキサシン、スルファキノキサリン、スルファクロルピリダジン、スルファジアジン、スルファジミジン、スルファジメトキシ、スルファセタミド、スルファチアゾール、スルファドキシ、スルファニトラン、スルファピリジン、スルファメトキサゾール、スルファメトキシピリダジン、スルファメラジン、スルファモノメトキシ、スルフィソゾール、ダノフロキサシン、トリメトプリム、ナリジクス酸、フロルフエニコール、マルボフロキサシン
内寄生虫駆除剤 (24 種)	内寄生虫駆除剤 (24 種)	アルベンダゾール、イベルメクチン、エプリノメクチン、オキシベンダゾール、オクスフェンダゾール、オクスフェンダゾールスルホン、クロサンテル、クロピドール、クロルスロン、ジクラズリル、チアベンダゾール、デコキネート、ドラメクチン、トルトラズリル、トルトラズリルスルホキシド、トルトラズリルスルホン、ナイカルバジン、ビリメタミン、フェバンテル、フェンベンダゾール、モキシデクチン、レバミゾール、2-アセチルアミノ-5-ニトロチアゾール、5-ヒドロキシチアベンダゾール
その他 (14 種)	ホルモン剤 (5 種)	β-トレンボロン、ゼラノール、デキサメタゾン、プレドニゾロン、メチルプレドニゾロン
	殺鼠剤 (1 種)	ワルファリン
	殺ダニ剤 (2 種)	アミトラズ、クマホス
	殺虫剤 (3 種)	シロマジン、ファムフル、トリクロロホン
	鎮静剤 (1 種)	キシラジン
	気管支拡張剤(1 種)	クレンプテロール
	抗炎症剤 (1 種)	フルニキシン

表 2 畜産物中に残留する動物用医薬品等の検査結果（カッコ内は検出検体数）

食品名		抗菌性物質		内寄生虫 駆除剤	その他					
		抗生物質	合成抗菌剤		ホルモン剤	殺鼠剤	殺ダニ剤	殺虫剤	鎮静剤	気管支拡張剤
		検体数	検体数		検体数	検体数	検体数	検体数	検体数	検体数
牛	筋肉	309	106	71 (1)	48	48		48	48	48
	腎臓	215								
	肝臓	8								
豚	筋肉	289 (4)	118 (2)	80	42	42		42	42	42
	腎臓	176 (1)	1							
	肝臓	6								
羊	筋肉									
食鳥	鶏肉	37 (2)	35	36				35		
	鴨肉	2	2	2				2		
卵	鶏卵	24	24	24				24		
	液卵	2	2	2				2		
乳類	生乳	16	16	16				16		
	牛乳	8								
	低脂肪牛乳	1								
	成分調整牛乳									
	加工乳									
その他	その他の食肉	3	3	3						
	蜂蜜	20	20				20 (8)			
合計		1116 (7)	327 (2)	234 (1)	90	90	20 (8)	169	90	90

表 3 魚介類中に残留する動物用医薬品等の検査結果（カッコ内は検出検体数）

食品名		抗菌性物質		内寄生虫 駆除剤	食品名		抗菌性物質		内寄生虫 駆除剤
		抗生物質	合成抗菌剤				抗生物質	合成抗菌剤	
		検体数	検体数				検体数	検体数	
海水魚	イカ	1	1	1	淡水魚	アユ	5	5	5
	エビ	3	3	3		ニジマス	4	4	4
	カンパチ	1	1	1		ヤマメ	1	1	1
	サケ	4	4	4		合計	25	25	25
	タイ	2	2	2	(注) エビには、ブラックタイガーとバナメイを含む (注) サケには、ギンザケ、サーモントラウト及びおさしみ サーモンを含む				
	ブリ	2	2	2					
	マダイ	2	2	2					

表 4 検査で検出した物質の内訳

食品名		原産国	物質名	検出値 (ppm)	残留基準 (ppm)
畜産物	豚腎臓	日本	ドキシサイクリン	0.56	0.05
	豚筋肉	日本	ドキシサイクリン	0.10	0.05
	豚筋肉	日本	スルファメトキサゾール	0.04	0.02
	豚筋肉	日本	トリメトプリム	0.02	0.1※1
	豚筋肉	日本	ドキシサイクリン	0.01	0.05
	豚筋肉	スペイン	ドキシサイクリン	0.05	0.05
	豚筋肉	メキシコ	クロルテトラサイクリン	0.01	0.2
	牛筋肉	日本	エプリノメクチン	0.006	0.1
	鶏肉	日本	ラサロシド	0.002	0.1
	鶏肉	アメリカ	ラサロシド	0.2	0.1
	はちみつ	日本	アミトラズ	0.02	0.2※2
	はちみつ	日本	アミトラズ	0.02	0.2※2
	はちみつ	中国	アミトラズ	0.02	0.2※2
	はちみつ	中国	アミトラズ	0.03	0.2※2
	はちみつ	中国	アミトラズ	0.01	0.2※2
	はちみつ	中国	アミトラズ	0.02	0.2※2
	はちみつ	中国	アミトラズ	0.01	0.2※2
	はちみつ	中国	アミトラズ	0.01	0.2※2

※1：エプリノメクチン B1a として

※2：代謝体（DMPF）含む

表 5 と畜段階における残留抗菌性物質の検査結果

	検査頭数	抗生物質		合成抗菌剤	
		検体数	検出数	検体数	検出数
牛	13	39	－	－	－
豚	39	114	－	－	－
合計	52	153	0	0	0